

(様式第 1 号)

平成 2 6 年度 第 3 回 芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	平成 2 6 年 7 月 2 9 日 (火) 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0
場 所	芦屋市役所 北館 4 階 教育委員会室
出 席 者	副 会 長 寺 見 陽 子 委 員 下 岡 き み 代 委 員 飯 田 眞 美 委 員 末 谷 満 委 員 金 光 文 代 委 員 山 本 眞 委 員 安 里 知 陽 委 員 友 廣 剛 委 員 加 納 多 恵 子 委 員 半 田 孝 代 委 員 橋 本 亮 一 委 員 三 柴 哲 也 委 員 藤 原 寛 子 委 員 北 川 知 子 委 員 三 井 幸 裕 欠席委員 大 方 美 香 欠席委員 有 馬 直 美 欠席委員 守 上 三 奈 子 欠席委員 英 眞 希 子 欠席委員 伊 田 義 信 事務局 こども・健康部こども政策課長 宮 本 雅 代 こども・健康部こども政策課主幹 中 塚 景 子 こども・健康部こども政策課係長 田 中 孝 之 こども・健康部こども政策課主査 阿 南 尚 子 こども・健康部こども政策課主査 津 村 直 行 こども・健康部こども政策課主査 山 中 朱 美 こども・健康部こども政策課主事 井 村 元 泰 芦屋市子ども・子育て会議関係課 こども・健康部こども課長 茶 嶋 奈 美 こども・健康部保育課長 伊 藤 浩 一 こども・健康部保育課係長 長 澤 淳 子 こども・健康部健康課長 越 智 恭 宏

	教育委員会管理部管理課長 小川 智瑞子 教育委員会社会教育部青少年育成課長 田中 徹
事 務 局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	2 2 人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 子ども・子育て支援事業計画中間まとめ―第3章，第4章―について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画中間まとめ―第5章―について
 - ①教育・保育の量の見込みと確保方策
 - ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- (3) 私立幼稚園について
- (4) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 芦屋市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）―第3章，第4章―
- 資料2-1 芦屋市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）―第5章―
- 資料2-2 私立幼稚園の新制度移行について
- 資料3 芦屋市における利用者負担の考え方について

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶
 - 【事務局から開会の挨拶】
- (2) 会議運営上の説明
 - 【事務局より会議の運営等について説明】
- (3) 資料の確認
 - 【事務局より資料確認】

<議事>

- (1) 子ども・子育て支援事業計画中間まとめ―第3章，第4章―について
- (副会長) それではまず議題1から進めたいと思いますが，子ども・子育て支援事業計画の中間まとめについてお願いします。

【事務局より資料説明（子ども・子育て支援事業計画中間まとめ―第3章，第4章―について）】

- (副会長) それではただいまの説明に関して，ご質問等ございましたらお願いします。

(加納委員) 23ページの配慮が必要な子どもへの支援というところで、福祉の立場から、子どもだけでなく親にも配慮が必要な事例が多くなってきておりますので、ここを「配慮が必要な親子」という表現にすることは考えられないでしょうか。

(事務局宮本) 私どももその視野が非常に大事であるということは感じており、施策の方向3の中に、その言葉を盛り込んでいきたいと考えます。

(副会長) その場合、「障がいあるいは課題を抱えた子どもとその保護者に対する支援」という言葉でお願いしたいと思います。

(加納委員) 親だけではないですし、親が必ずしも養育しているとは限りませんので、その意味で保護者という言葉で統一していただければと思います。

(末谷委員) 14ページの子育て支援員で、「子育てがひと段落した専業主婦等で」ということですが、それに限るということでしょうか。

(事務局宮本) この表現も誤解を招くようでしたら修正します。子育てがひと段落した主婦等だけではありません。地域力の中の一つとして、非常に重要なマンパワーという意識で書きましたが、事業内容についてももう少し一般的な表現にさせていただきます。

(末谷委員) 子どもがいる、いないかが関係するのでしょうか。

(事務局宮本) 研修を積んでいけばその部分は十分に習得できると思いますので、問題はないと思います。

(末谷委員) 専業主婦でなければならないというように受け取れます。

(副会長) このことはどこの市町村も取り組んでおり、いろいろな人が関わっています。今は支援員という形の設定ですが、地域の中で支援活動ができる方で、専門家でなくても少し専門的な方を今後育成していくとすればどのような方が適切か意見があればお願いいたします。保育士さんが担っておられるところもありますので、多様性を考えていく必要があるかもしれません。

(友廣委員) 質問が2つあります。17ページの6番の事業内容の文章の中で意味を教えて欲しい部分があります。「幼稚園教諭、保育士の配置基準を国よりも緩やかにし」とありますが、緩やかにして質の高い教育を提供するというのは逆のような気がします。

もう1点は、20ページの表の中の4番と5番ですが、2行にわたって上の段が放課後児童健全育成事業のことを述べており、5番が放課後子ども教室だと思えますが、事業内容が全く同じ文章になっています。これは間違いなのか、意図的にこのようにされているのか、この後の質問が変わりますので確認したいと思います。

(副会長) 質問が2つありましたが、1つ目の「国の基準を緩やかにする」という文章の意味はどういうことなのかについてお願いします。

(事務局宮本) 文章として、まず17ページの「緩やかな」という表現ですが、「国よりもよい基準を設けて」という意味です。緩やかということは、低い基準ではなく、高い基準になっていると認識していただきたいと思いますが、表現を再考させていただきます。

(副会長) 両方にとれますので、高い基準にするのであれば「高く設定する」という表現がよいかと思います。

(事務局宮本) 20ページの放課後子どもプランという名称ですが、ここに掲げておりますように、クラブ型というのが国が13事業として掲げている事業です。こちらは保護者等が昼間に仕事等で家を不在にしている家庭の子どもを対象にしているもので

す。目的としては、ここに書いてあるように、放課後の安全な居場所、そして仲間づくりをするものです。そして、5番目の放課後子どもプラン（教室型）というものは、現在、社会教育部で実施している放課後子どもプランそのものです。親の就労、あるいは親が昼間に保育・養育ができるかどうかという部分で、4番と5番で違うということです。全く同じものには現在はありませんが、文章表現については再度改めさせていただきます。

（友廣委員）放課後児童健全育成事業の方は子どもの遊びと生活をする場です。親が昼間にいない子どもたちが放課後に生活をする場という意図が第一にあるはずですが、まずそれが抜けています。

（事務局宮本）資料2の17ページにおいて放課後児童健全育成事業の事業内容は、保護者が就労等により、昼間、家庭にいない場合に、健全育成の場を提供する。その育成の場が生活の場であると記載がありますので、そちらの表現が的確ですので、この4番と5番というものは違いがわかるような表現に改めさせていただきます。

（橋本委員）18ページで、小学校への円滑な接続という表現では、ものをくっつけるニュアンスになってしまうので、ここは「橋渡し」というようなもう少し柔らかい表現にした方が一般受けするのではないかと感じました。

（事務局宮本）検討いたします。計画自身を行政的な言葉にするのか、より市民にわかりやすいような表現にするのか、今いただいた意見等をもとに、再度全体を練っていきたいと思います。

（副会長）厚生労働省も文部科学省も、この言葉を使っています。「接続」という言葉で、全体的に統一して使われていると思いますので、そのあたりも勘案しながら、再度、事務局でご検討いただけたらと思います。

議題2の子ども・子育て支援事業計画中間まとめ－第5章－について、説明をお願いします。

（2）子ども・子育て支援事業計画中間まとめ－第5章－について

【事務局より資料説明（子ども・子育て支援事業計画中間まとめ－第5章－について ①教育・保育の量の見込みと確保方策）について】

（加納委員）中学校区で圏域が分かれています。潮見地区は今後、子どもの数や高齢者の数がどのように増加していくのかという子ども達や親の動向について、重点をおいて考えていただきたいと思います。

（友廣委員）1ページですが圏域に関しては圏域を超えて利用することは特に問題なく、計画をするための区分けだけであり、利用は越えてもできるということですね。

（事務局宮本）利用を否定するものではございません。ただ、計画に盛り込んでおりますように、みなさんが地域で共に育ち、地域の小学校に上がる時には、一定地域の中で顔を知る関係というものは重要だと考えておりますので、なるべく圏域の中でニーズに対応できるように整備をしていきます。ただ、それはすぐに劇的にできるものではなく、当面の間は圏域を超えて、あるいは保育ニーズの強い方の中には、圏域を超えて利用した方がメリットが多いと判断される場合には、その部分は十分確保していきたいと考えております。

（友廣委員）全ての事業でこの圏域に基づいて考えていくのですか。放課後児童健全育成事業に関しても、本当は小学校という形で見ていただきたいと思います。事業に

よって違った形で圏域を見ていくということですか。

(事務局宮本) そこにつきましては、前回お配りした資料で、教育・保育については中学校区圏域を一定枠で設け、他の13事業については全市と設けています。今のご意見にあった放課後児童健全育成事業については、当然、小学校区単位で提供することを実現できるようにすることと合わせて、3圏域の中でも整備をしていく、あるいはそのような形でニーズに対応していくというように考えております。

(友廣委員) ということは、学校を超えて、例えば3つに凸凹があっても、全体でよければよいという考え方ですか。

(事務局宮本) 小学校のお子様に関しては、安全という部分から小学校の敷地内でそのニーズが充足するのが一番かと思います。ただ高学年になると、小学校の敷地内にこだわらずある一定の何かの事業体があれば、そちらを利用することももちろん可能です。学校の中でそのサービスが提供できれば、小学校区ということで考えていく方向もなくしてはおりません。

(友廣委員) 放課後児童健全育成事業に関しては小学校区で見るべきだということで、よろしいですか。

(事務局宮本) はい。

(金光委員) 先ほどの説明にもありましたが、5ページの今後の方向性ということで、認定こども園やそれを含めて数的に待機児童がなくなっていくだろうということでしたが、それに関しては整備の仕方を検討委員会で再度考えていくということでしょうか。

(事務局宮本) 本来であれば、そのようなきちんとしたプランがあって、計画に落とし込めたらよかったのですが、私どももこの計画に合わせて体制の整備をしていこうと動き出しましたので、子ども・子育て会議で同時に一度に議論するということは、混乱したり、意見のまとめ方が難しいので、この会議とは別組織で決めていくということです。ただ、こちらの会議での報告は、必ずさせていただくつもりです。

(友廣委員) 5ページの下の方にある今後の方向性の中で、「市立幼稚園と市立保育所を認定こども園に移行していきます」と、何となく言い切っているような印象があります。子ども・子育て支援法ができた時には、いろいろな選択肢の中から利用者が選ぶということも内容にあったかと思います。調査の結果、幼稚園が必要な人も保育園が必要な人もいましたし、認定こども園がよいという人もいました。では、全部置いておかないといけないように思いますが、ここでは全部認定こども園に移行していきますというように感じましたが、いかがですか。

(事務局宮本) 言葉が誤解を招くようであればそこも改めます。そこについての事務局の考えとしても、資料2第5章1ページをご覧ください。本市における子ども・子育て支援体制のイメージとしては、公立幼稚園、公立保育所、私立保育所、私立幼稚園、認定こども園が小学校に繋がるということで中央の円に入れていますが、それ以外にいろいろな拠点を圏域の中に整備をして、そこに提供していくということです。ですので、全てのものを否定するものではありませんし、結果的に児童の減少に歯止めがかからなかったとか、あるいは何か大きな開発があって児童人口に偏りができたという部分では、当然計画を修正しなければいけません。この「認定こども園に全て移行します」という部分が誤解を招くようでしたら、この表現を少し検討させていただきます。

(副会長) ということは、移行するとは考えていないという理解でよろしいですか。

(事務局宮本) 移行するものも当然あります。私立は独自の経営理念で運営されていますが、

公立に関しては保育所が6園、幼稚園が9園ございますので、15園というものを全体で考えようということが、今回、私どもが検討したいと思っている課題です。（飯田委員）最終的にマイナスがなくなって、全部プラスに転じていますが、供給が多過ぎれば民間の立場からすると、経営ができなくなってきます。余った数字が全部、公立であればよいのですが、民間が抱えると厳しいのではないかと思います。ということは、この数字は現実的な数字ではないのかなという気が少ししました。

（事務局宮本）31年度をご覧くださいますと、かなりの供給過多ということが浮き彫りになっていますが、これは具体的に、例えばどこそこを閉じる、施設の性質を変えるというように、あまり具体的には示しておらず、既存のものは全部残っている状態です。その中で3歳の教育ニーズや1、2歳の保育ニーズを埋めるために、小規模や認定こども園を増やすという方向で進んでいますので、最終的に供給過多になるということです。その時点で、ようやく3歳の教育ニーズの供給と需要が一致するということです。この供給過多の部分では、私立の運営を圧迫しないように、公立というものを一つの資産としてどう活用していくかという検討で、解消させていただきたいと思います。

（末谷委員）資料2の6ページ、27年度の数字を見ても、来年の4月にこうなるであろうということですが、客観的にこの数字はどうなのだろうという感じです。認可外保育園とか、インターナショナルスクールとか、芦屋市が統計をとっていない施設の数も反映されていないと思いますし、認定こども園が本当に実施された時に、利用者がどのように動くかは全く入っていない数字です。その数字が入っていないので、27年度以降の数字がこれでよいのかというのが率直な意見です。

（事務局宮本）確かに27年度というのは、27年4月ではなく、27年度中での整備計画を盛り込んだ数になるわけですが、あまり絵空事にならないような数にしております。ただ、今のご意見にありましたように、芦屋市にたくさんある認可外保育所や、事業者が今後どのような動きをするのかは、真摯に向き合って対応していかなければ、この数字が計画の中だけで終わってしまいます。当面は9月にみなさんにお示した基準に関するものを条例として挙げ、その条例ができたら市が独自に取り組むことが可能になりますので、そこでまたかなり動いてくるかと予測しております。

（末谷委員）それも含めて、適正な規模での整備検討というところを、もっと詰めていかないといけないと思います。もう8月になりますので、利用者の方もどこに子どもを預けたらよいのかという時期になります。そこを今後、深く詰めていった方がよいと思います。

（半田委員）この資料は数合わせのように思えます。私たちは、市民の声を一番聞きやすい立場にいます。27年度を待たずにもうすでに動いていて、産休中にもかかわらず認可外保育所に預けて、週5日中3日預けているという話も聞きます。利用者の声がどれくらい反映されているのか、これから反映されていくのかという見直しやチェックもやって欲しいと思います。

（事務局宮本）この計画につきましては、子ども・子育て会議が計画をつくる場所でもあり、評価推進していく場所でもありますので、常にみなさんの声と事務局の声を行き来させながら、ローリングしてまいります。

（副会長）次の第5章の中の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より資料説明（子ども・子育て支援事業計画中間まとめ―第5章―について ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策）について】

（副会長） それでは、今の説明について、何かご質問があればお願いいたします。

（橋本委員） 第5章全般に関わる部分ですが、万が一いろいろ質的な変化や動きが今後発生してきて、このニーズ量通りいかないということが見えてきた場合の目標値、5年間の中での計画の変更の可能性、そういう場合に変更があり得るのかという取り決めのようなものがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

（事務局宮本） 国からの計画の指針の中では、中間年の29年度で中間まとめをするようにということです。国が掲げている待機児童ゼロ、あるいは他の事業も含めて、ニーズが一定充足するであろうという時点だと思いますので、その時点で見直しをきちんとしていきたいと考えております。もちろん、毎年ローリングをしながら評価をしていきたいと思っています。

（友廣委員） 要望なのですが、病児保育に関しては、山手圏域に1か所のみある現状ですが、ぜひ海側の潮見圏域もしくは精道圏域にもつくっていただきたいと思います。次に放課後児童健全育成事業ですが、低学年のニーズはとりあえず充足でき、おそらく高学年のニーズが足りない中で、そこは放課後子どもプラン（教室型）で対応するという内容に聞こえましたが、我々としては親が家にいない1年生から6年生までの全てを対象としていただきたいと思いますということです。

（伊藤課長） 病児保育につきましてはご指摘いただいた通り、山手圏域でございますので、まだ予定はございませんが検討を進めたいと思います。

（副会長） 放課後児童健全育成事業については、いかがですか。

（田中課長） 高学年につきましては、今の留守家庭児童会を広げて高学年を受け入れるとなりますと、どうしても施設整備というものが伴ってまいります。学校という物理的に制限制約のある枠の中で、施設整備をしていくということは簡単なことではございません。放課後子どもプラン（教室型）事業をやりながら状況を見極めていくということも含めて、教育委員会としましては、これまで通り低学年については待機を出さないということと、学校の敷地内で事業を行っていくという2点については堅持したいと考えております。高学年については、前回子ども・子育て会議でも意見がございましたが、基準条例ができたことによる民間の進出の可能性等もございますので、そのあたりの状況を見極めながら取り組んでいきたいと考えています。

（友廣委員） 今回の新制度では低学年と高学年の区切りはないのですね。

（副会長） 今回の施策では、基本的には区切りはありませんね。

（田中課長） 区切りがないのはわかっておりますが、施設整備という点で限界がありますので、そのところでこれまでの経過も含めて、分けて考えさせていただいている状況です。

（友廣委員） 施設整備はしてくださいというしかないのです。申込人数が増えても待機を出さないという考え方で今までの教育委員会がやっていただいたことはありがたいのですが、待機を出さないようにどんどん受け入れをすれば、環境が悪くなります。私個人の意見ですが、環境を守るためには定員は守るべきだと思います。そして、高学年、低学年と区切るのではなく、全体を見て、当然困ったところから順番ということで考えてもらってもよいのではないかと思います。4年生以上はいらないということはどうかだと思います。区切りはいらないと思います。

(田中課長) どうしても小学校の敷地内ということになりますと、物理的な制限制約がございます。今のままのかたちで6年生まで受け入れるとなりますと、もちろん学校という機能で言えば、基本的には学習機能が一番優先されると考えておりますので、学校運営自体に支障を生じる形での留守家庭児童会の運営は、教育委員会としてはやりにくいと考えております。ということになると、物理的に制限制約があれば待機を出すか、小学校の敷地外で施設をつくっていくかという話になってきます。それにつきましては、ニーズ量を見極めながら対応していこうと考えています。いろいろな要素がございますので、もう少し見極める時間を持ちたいということです。

(友廣委員) 少し視点を変えて、今、学童保育を基本的に1年生から3年生までやっていただいて、また、延長保育も行われているので、当然、働いている親はとても安心して働けます。しかし、4年生以上の子どもたちは、今は学童保育に行けていません。何とか民間のところを探したり、塾に行かせたりしていますが、やはり学校から出てしまうということは安全でない部分もあるのです。いろんなことを経験させたいということもありますが、それと裏腹に、安全ではないこと、危険なことも出てきます。そのバランスで4年生以上が困っているところはあります。そこは親が判断することなのかもしれませんが、親としては十分に配慮した上で、塾に行ける子どもは塾や他の習い事に行けばよいのですが、やはり行けない子どももいます。私の子どももそうでした。突然、4年生から学童保育がなくなったら、もう一人で家にいるということではできなくて、毎日泣いていました。そのような子どももいるということを考えていただきたいと思います。

(飯田委員) うちの子どもも学童保育に行っていました。学校施設にあるということは、親の大きな安心感にはなるのですが、これだけニーズがあり、学校施設内には限られた場所しかないということで、先ほど言われた幼稚園と保育所を一緒にするのであれば、学校施設の一環として、幼稚園の空き教室も一つの手かと思います。もちろん検討されているかと思いますが、可能性がある場所ではないかと思います。少しわからなかったことは、コミスクや子ども会活動で、そのような活動に私の子どもも参加させていただきました。例えばコミスクなどは学校施設を使っていますよね。同じようなコミスクでの子ども会活動というものは、学童保育の何かになっているのか、なっていないのでしょうか。コミスク活動については一言も出てきませんが、どういう関係性があるのか教えていただきたいと思います。

(田中課長) コミスク活動だけに限ってではありませんが、放課後子どもプラン(教室型)も合わせて、留守家庭児童会の代替性としては、預かり機能や居場所機能のある事業について、現在の市の考え方としては、高学年の子どもたちについては放課後子どもプラン(教室型)で、預かりではありませんが、安全な居場所を提供するという形で確保方策としていきたいということです。

(副会長) 今の施設の充実に関しては、いかがですか。

(田中課長) 基本的に学校敷地内だと教育委員会では考えておりますが、幼稚園の施設の活用ももちろん考えております。しかし、必ずしも近接しているわけではありませんので、小学校ごとの個別の状況に応じて考えています。

(副会長) 今の既存の施設では高学年がカバーできないということはよくわかりますし、移行段階としては仕方ないと思いますが、そこに入る子どもの生活を考えながら今の話を聞くと、保育所・幼稚園の中で年中、年少、乳児という発達の違う子ども達が、どういうふうに居場所をつくっていくかということと重なりました。や

はり、預かればよい、時間が過ぎればよいという発想だけでなく、そこの中で子どもの発達を保障していくわけですから、それに適切な環境の充実ということが必要だと思います。放課後子どもプラン（教室型）でされるということも、高学年になったらたぶんそういうものが中心になることもわかりますが、例えば仲間関係をつくるとか、今の子どもたちは遊び経験が乏しいわけですから、そういったことも含めた形の子どもの育ちの場としての視点も大切にして欲しいと感じました。

（藤原委員）それに関連して、公立幼稚園が空いているからといって、そこに小学生が来ても環境的には無理だと思います。もし小学生を受け入れるということになったら、預かり保育をしている幼児との関連性からも、安全を保障するためには改築等も必要で、そこにも費用がかかっていくのではないかと思います。それよりも、幼稚園を適正に使うのであれば、今、預かり保育をしている地域の乳幼児を預かるというような活用の仕方をする方がよいと思います。以前、私の子どももお世話になっていた学童保育と、幼稚園というものは少しギャップがあると思います。子どもの視点、また乳幼児の保護者の立場に立つと、また違う気がします。預けたらよいというものではないように思いました。

（副会長）今のご意見は、幼稚園の空き教室を使うのは望ましくないのではないかと思います。

（藤原委員）難しいのではないかと思います。幼稚園の活用方法は他にもあるのではないかと思います。私は、昔でいう学童保育の4、5、6年生の部分を経験して、その重要性はわかるのですが、少し違っているかなという気がします。

（金光委員）小学校などで夏休み中に工事があった時などに幼稚園の部屋を貸したことがありますが、少しの違いでこれだけ違うのだと思いました。また、幼稚園も夏休み中は預かり保育を実施していますので、そういう点では同じ施設内で行えば、いろいろな問題が生じてくるかと思います。

（下岡委員）学童保育に関して思っていることがあります。いつも保育所の5歳児が3月31日の夜7時まで保育所で過ごして、次の日の4月1日朝9時から学童保育に行くということが一般的です。学童保育を利用する人のほとんどが、そのような生活をしています。幼稚園・保育所と小学校との連携をするときに、学校の先生との引き継ぎは早くから行いますし、文書でもしますが、本当に必要なのは学童保育の指導員と保育所とのつながりだと思います。逆に言えば、小学校の先生にはかなり多くの情報を渡しているのですが、そこからは学童保育へは届かないという現実があります。学校と同じ敷地内にありますが、1人の子どもの生活を考えた時に、その連携というものはどのようになっているのかをしっかりと聞きしたいと思っていました。必要であれば、保育所から学童保育の指導員の方にもしっかりと伝えなければいけませんし、学童保育の指導員も直前まで3年生の子どもをみていて、春休みもなければ夏休みもないという状況です。この小学校と学童保育と保育所の関係の中で、もっと一般的な幼稚園と小学校との連携というレベルではなく、より生活の部分に密着した部分での連携が確認できればよいと思っています。小学校の入学式が10日くらいにありますが、教育委員会と学童保育の関係はどのようになっているのでしょうか。

（副会長）今のご意見としては、今後の施策を考えていただくのに、そういう視点を盛り込んでいただきたいという理解でよろしいですか。その他に保護者の立場から来られている方々からはいかがですか。北川委員は、お子さんは小学生でないです

か。

(北川委員) 学童保育は学校の敷地内ですけれども別棟に建っているのですか。

(副会長) いろいろな場合があります。

(北川委員) では、別棟でなければ、高学年を預かるための部屋を空けることは、それほど難しいことではないのではないかと思います。別棟であれば、さらに増築ということは難しいので無理だということはわかりますが、同じ学校の校舎の中にあるのであれば、柔軟にできるのではないかと思います。確かに、子どもは成長していくので、急にこの時点からは預けられないと言われることは、子どもも親も困ります。どのようにすれば最善なのかわかりませんが、親としては可能な限りある施設を使って、子どもの安全と教育が満たされればよいという思いです。

(田中課長) 施設整備という点で、芦屋の教室の状況は、いくつかの学校で普通教室でさえ足りない状況です。芦屋の教室というのは、オープン教室の所が多くありますので、そういう意味では、音楽の授業は音楽室でないと授業ができないというように、カリキュラムを組む都合上のこともあります。そもそも普通教室自体がないということもあります。先ほどのご意見にありました発達段階での話ですと、3年生から4年生の高学年になるということは、体も大きくなり関心や興味も多様化しますので、留守家庭児童会という預かりの枠の中でみるよりも、いろいろなプログラムを展開しながら、子どもたちにとって魅力のあるものを提供していきたいという考え方はもちろん持っています。アンケートの結果を見ましても高学年の希望としては、低学年に比べて教室型の希望ははるかに大きくなっていますので、その対応もしていきたいと考えております。

(副会長) 下岡委員さんからのご意見も含めて、一緒に考えていく必要があると思います。また、ご意見があれば後ほどいかがいます。議題(3) 私立幼稚園についての説明を事務局からお願いします。

(3) 私立幼稚園について

【事務局より資料説明(芦屋市における利用者負担の考え方について)】

(副会長) いろいろとご質問等もあり、不安もいっぱいだと思いますが、市からどのような案が出てくるのか待ちたいと思います。全体をまとめたいたのですが、何かございますか。特になければ事務局からその他連絡事項についてお願いします。

【事務局より事務連絡】

(副会長) ありがとうございました。今日は時間が押し迫り、十分な論議ができなかったかもしれませんが、次回もどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

<閉会>